特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条　省略 　　付　則 1～6　省略	第1条～第5条　省略 　　付　則 1～6　省略 （報酬の特例） 7　平成30年4月1日から平成32年3月31日までの特別職に属する非常勤の職員の報酬（学校医、学校歯科医及び保育所嘱託医の報酬（年額300円の加算分に限る。）並びにその他非常勤の職員の報酬を除く。）は、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による報酬に100分の95を乗じて得た額とし、50円未満の端数が生じる場合はその端数の全額を切り捨て、50円以上の端数が生じる場合は、その端数の全額を100円として計算するものとする。

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条　省略 　　付　則 1～3　省略	第1条～第16条　省略 　　付　則 1～3　省略 （報酬の特例） 4　平成30年4月1日から平成32年3月31日までの団員の報酬（自動車機関整備手当、水・火災等災害出動手当及び水・火災等災害以外の出動手当を除く。）は、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による報酬に100分の95を乗じて得た額とし、50円未満の端数が生じる場合はその端数の全額を切り捨て、50円以上の端数が生じる場合は、その端数の全額を100円として計算するものとする。